

平成29年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成29年3月9日 (木)

散 会 平成29年3月9日 (木)

仁 木 町 議 会

平成29年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成29年3月9日（木） 午前 9時30分

散 会 平成29年3月9日（木） 午後 2時30分

議 長 横 関 一 雄	副 議 長 上 村 智 恵 子
-------------	-----------------

出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教	2 番 嶋 田 茂	3 番 住 吉 英 子
4 番 野 崎 明 廣	5 番 宮 本 幹 夫	6 番 林 正 一
7 番 水 田 正	8 番 上 村 智 恵 子	9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
総 務 議 事 係 長	松 岡 亜 希

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成29年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・宮本議員及び6番・林議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る3月1日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、議案20件、同意1件、意見書3件の合計24件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、1人から1件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに、定例会1日目。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の条例制定については、即決審議でお願いいたします。日程第7から第9・補正予算につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10・行政と予算案の大綱等『平成29年度仁木町行政と予算案の大綱』、『平成29年度仁木町教育行政執行方針』でございます。1日目はここまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目。日程第11・一般質問につきましては、上村議員1件でございます。日程第12から第15・平成29年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、議会を休憩に移し別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、平成29年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く議員8名でございます。日程第16の条例制定、第17から第20の条例改正、並びに日程第21の指定管理者の指定、以上の6件につきましては、予算に関連する議案のため、それぞれ平成29年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

平成29年度各会計予算特別委員会の日程案について、申し上げます。1日目・3月10日は正副委員長の互選を行います。2日目・3月13日は付託議案の説明を行います。3日目・3月14日、4日目・3月16日は付託議案の質疑を行います。なお、3月15日は休会といたします。5日目・3月17日は付託議案の質疑

及び討論採決を行います。日程第22から第26の条例改正、日程第27の規約変更につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第28の同意につきましては、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。2日目はここまでとし、散会といたします。

続いて、定例会3日目。日程第29から第31・意見書につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第32・委員会の閉会中の継続審査、日程第33・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。平成29年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日、3月9日木曜日。会期は、開会が3月9日木曜日、閉会が3月21日火曜日の13日間といたします。なお、3月11日から20日まで休会といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月9日から3月21日までの13日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月9日から3月21日までの13日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月11日から20日までの計10日間を休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月11日から20日までの計10日間、休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から、平成28年度第11回及び第12回の例月出納検査報告書並びに、平成28年度第2回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりであります。定例監査報告については、後程この諸般の報告の中で、中西代表監査委員から監査結果について報告いただくことになっております。

続いて、平成29年第1回臨時会以降の議長の活動報告についてを印刷し、配布しております。

2月4日には、本町議会で2回目となる議会報告・意見交換会を開催いたしました。当日は、町内外から28名の出席をいただき、平成28年の議会活動報告をさせていただきました。参加された皆さまからは、様々なご意見やご質問をいただきましたが、当日実施したアンケートでは96%の方から「良かった、まあ良かった」との評価をいただき、85%の方から「報告会の継続を求める」との回答をいただきました。今後も町民に開かれた議会を目指し、議員一丸となって邁進してまいります。

2月16日には、後志町村議会議長会の定期総会が札幌市のポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。定期総会では平成29年度の事業計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として、昨年に引き続き「高速交通ネットワークの早期整備」を要望することで決定してまいりました。定期総会終了後には後志総合振興局長 橋本彰人氏から、「後志創生の取組方向」と題して、後志管内の各町村における取組みや、北海道新幹線や高速道路を活用した新たな可能性について講話を拝聴してまいりました。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が2月10日に開催され、私と上村副議長が出席してまいりました。北後志消防組合議会及び北後志衛生施設組合議会両議会の定例会は、2月20日に開催され、私が出席しております。後志広域連合議会は2月27日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出しておりますので、後程ご高覧いただきたいと思います。

また、議長の活動報告に記載しておりませんが、本町議会で発行しております「議会だより にき」が、この度、第31回町村議会広報全国コンクールにおいて8位入賞を果たしました。町民に親しまれる紙面づくりを心がけ、より良い広報紙づくりに向けて、調査・研究を重ねてきた成果が、今回の受賞へとつながったものと確信しているところであり、議会としても大変光栄なことであります。編集作業にあたられている、住吉議会広報編集特別委員会委員長をはじめ、嶋田副委員長、佐藤委員、野崎委員、この度の受賞、誠におめでとうございます。

それでは、中西代表監査委員から、平成28年度第2回定例監査の結果について、ご報告をいただきます。中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）改めまして、おはようございます。

それでは、平成28年度第2回定例監査について、報告をいたします。

諸般の報告の9ページからでございます。第1でございます。監査の概要であります。平成29年2月7日から9日までの3日間実施をいたしました。

今回の監査の対象でございますが、(1)地域支援事業及び生活支援事業について、(2)任意事業について、(3)保育料算定関係事務（私立保育所）についてでございます。(4)番目に、地域子育て支援拠点事業について、以上4項目を対象に監査を実施したところでございます。監査の方法、3番目ですね、それから4番目の監査の結果につきましては、報告書に記載のとおりでございますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、10ページでございます。第2、監査の内容ということでございまして、1に地域支援事業及び生

活支援事業、任意事業について、でございますが、(1)といたしましてこの事業の概要、(2)では、地域支援事業及び生活支援事業についての内容について、(3)については、支援事業及び生活支援事業の実施状況について、それぞれ1表を掲載をさせていただいて、表示をさせていただいているところでございます。

次に、11ページでございます。2でございますが、任意事業についてでございます。(1)事業の概要、(2)実施状況につきまして、それぞれ表も交えてここで説明をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、12ページでございます。3番、保育料算定関係事務（私立保育所）についてでございます。(1)で私立保育所の概要、アといたしまして、保育所の概要について、イといたしまして、入所児童数。それぞれ、表を交えて記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。(2)でございます。保育料算定関係事務の概要ということで、それぞれ内容について記載をさせていただいておりますので、この部分についても、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、13ページでございます。13ページでは、表1で本町における保育料ということで、階層区分について記載を表でさせていただいております。表2ではひとり親世帯及び在宅障がい児のいる世帯の保育料ということで、それぞれ階層を記載をさせていただいております。下段の方でそれぞれ説明をさせていただいておりますので、これにつきましても、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

続いて、14ページでございます。4番、地域子育て支援拠点事業について、でございます。(1)支援拠点事業の概要、(2)では実施状況について、それぞれ記載をしているところでございます。下段にはそれぞれ利用状況について、一表で表示をいたしておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、15ページでございます。第3、監査の結果でございます。これにつきましては、指摘・指導・検討事項を冒頭に記載をさせていただいております、それぞれの区分に従って記載をさせていただいております。まず1でございます。地域支援事業及び生活支援事業について、(1)指摘事項でございます。外出支援サービス事業については、社会福祉協議会に業務を委託しておりますが、委託先では午後4時以降の送迎を行っていないことから、町職員が公用車を利用し送迎を行っておりました。本事業は、自家用有償旅客運送に該当するため、地方運輸支局の許可のほか、車両や路線などの登録が必要であり、送迎を行う職員も国土交通大臣の指定する認定講習を修了していなければなりません。高齢者福祉サービスの向上が目的であったとしても、無許可で有償運送実施することは違法であり、業務の改善を求めたいと存じます。(2)でございます。指導事項ということで、介護予防事業におけるサービス受給者との契約について、要介護認定前にサービスを開始する場合（みなし認定）ということになりますが、暫定ケアプランを作成する必要がありますが、プラン作成時に契約が締結されておりました。暫定的な措置であったとしても、サービス提供における確認事項や責任の所在を明確にしておく必要があることから、契約を締結した上でサービスを開始することが望ましいと存じます。要介護認定前であるため、正式な契約ができないとしても、仮契約等の方法により契約を締結すべきであると存じます。次、(3)検討事項でございます。2点でございます。まず1点目でございます。軽度生活支援事業、生活管理指導事業、訪問型介護予防事業につきましては、3か年の実績がゼロとなっております。事業の見直しを含め、利用者に対する周知方法など調査・研究が必要であると考えられます。2点目でございます。配食サービス事業については、外出支援サービス等と同様に社会福祉協議会に業務を委託し、事業を実施しておりますが、一食あたりの費用が

利用者負担これは550円になります。これを含めると1200円以上となっているため、民間業者等の活用も含め調査・研究が必要であると考えられます。次に、2番目の任意事業についてでございます。（1）の指摘事項はございませんでした。（2）の指導事項でございます。家族介護支援特別事業の受給資格については、実施要綱第4条において、被保険者及び介護者の属する世帯の全ての世帯員が、町民税非課税であることを資格要件としております。そのため、申請者は所得状況の閲覧に同意をしておりますが、その確認のため税務担当者より証明印のない課税証明書を受領し、受給資格の判定を行ってございましたが、証明印のない課税証明書では正当な証拠書類とはならないことから、事務手続の手法について改善を求めたいと存じます。次に2番目でございます。2点目は、緊急通報サービス事業は実施要綱で、協力員3名を登録することとされておりますが、協力員として登録されている方が亡くなったことにより、1名欠員となったままの事例がありました。本事業は緊急時における適切な救急体制の構築を図ることを目的としており、実施要綱で定める協力員が確保されていなければ、事業実施に支障を来す恐れがあることから、協力員に欠員が生じた場合は早急に補充すべきであると存じます。（3）の検討事項でございますがこれはございませんでした。次、3番目でございます。保育料算定関係事務（私立保育所）について、でございます。（1）の指摘事項でございます。まず1点目でございますが、保育料の決定について、保護者による市町村民税情報の閲覧同意に基づき、保育料算定担当者が税務担当者に照会をしておりますが、照会方法に信憑性がありません。保育所は、国・道・町補助金及び保護者からの保育料により運営されていることから、保育料決定に係る事務手続を適正に行うべきであると存じます。2点目でございます。平成27年4月に開始された「子ども・子育て支援新制度」により、本町においても保育関係条例・規則等が制定・改正されたところでありますが、未だ改正されていない箇所が見受けられました。早急に改正すべきであると存じます。次に（2）でございます。指導事項でございます。保育料階層区分の第3階層及び第4階層における、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯については、仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額に関する規則第3条第2項に基づき、利用者負担額は別表に定められておりますが、保護者から提出される支給認定申請書において、ひとり親等の記載欄がありません。申請受付時の聞き取り等により判断したと推測をしておりますが、保護者による記載を求めるべきであると存じます。（3）検討事項でございますがございません。

次に、最後になります。17ページです。4、地域子育て支援拠点事業についてでございます。（1）指摘事項でございます。2点ありますが、まず第1点目でございます。利用者について、地域子育て支援拠点事業実施要綱第7条において、町内に居住する就学前児童及びその保護者と規定されているにもかかわらず、町外に居住する就学前児童及びその保護者が利用をしております。同条第2項において、その他町長が必要と認めた者も利用可能となっておりますが、必要と認める基準がありません。この事業は、国・道・町補助金により運営されており、かつ本町以外の者が利用することは事業の趣旨に反すると考えることから、早急に改善をすべきであると存じます。2点目でございます。開設日数について8月の2日間、12月の5日間の計7日間開設していない日がありました。地域子育て支援拠点事業実施要綱第5条において、事業は原則として週3日以上かつ1日5時間以上開設するものとし、土日祝日及び12月31日から翌年1月5日以外であって休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を定め、休業日として定める必要があることから、事業者に対して指導すべきであると存じます。（2）指導事項でございますがございませんでした。（3）検討事項もございませんでした。以上で、平成28年度第2回監査報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）中西代表監査委員並びに宮本監査委員。何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦勞様でした。

佐藤町長には、只今の監査報告における指摘・指導・検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを、議長としても求めておきます。

さて、今定例会には、平成29年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には、条例制定、条例改正、指定管理者の指定などが上程されております。議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれだけの行政サービスを行うかを定めるものであります。議員各位に、今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

それでは、平成29年第1回仁木町議会定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第1回仁木町議会定例会を開会いたしましたところ、横関議長、上村副議長はじめ議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般2017年冬季アジア札幌大会が開催され、アジア地域からウインタースポーツの選手たちが一堂に会し、札幌や帯広の地で熱い戦いが繰り広げられました。そして、そのすぐ前に同じく札幌におきまして、山本幸三地方創生担当大臣を招いての北海道地域創生セミナーが開催され、セミナーを拝聴してまいりました。セミナーの中では幾つかの実践事例が紹介され、いずれも大変興味深いものでありましたが、特に十勝バス株式会社の野村社長のお話は、聞くものに深い感銘を与えたと感じております。テレビなどでも何度か取り上げられていますので、ご存じの方もおられるかと存じますが、帯広の路線バス会社十勝バスは、かつて倒産寸前に追い込まれておりました。その頃の十勝バスは補助金なしでは到底運営できない状況でありましたので、利用者の減少とともに補助金が減少された会社は窮地に立たされておりました。社員の心にも熱い思いが消えかかっていたところ、現社長が苦勞の末社員ともども時刻表や路線図を各家庭のもとへ自らの足で配布し、地域住民に歩み寄った結果、わずかながらでも利用者数が増え、今では増収になり、奇跡の再生につながったということでもあります。本町でも銀山地区でデマンドバスの本格運行に向けて取り組んでおるところであります。行政の役割として、形だけを整えても地域住民の思いがそこに反映されなければならないと考え、本格運行の時期を先延ばしすることに決め、様々な声に耳を傾けより多くの方々に喜んでいただける交通手段を目指してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案20件、同意1件、計21件の議案を提出しております。ご承知のとおり、本年4月には町長選挙が執行されます。したがって、例年であれば町政執行方針として町政運営にあたる首長としての決意を表明してまいり

ましたが、本年は骨格予算であります関係から、平成29年度仁木町行政と予算案の大綱という形で取りまとめをいたしました。ご審議をいただくにあたり、議員各位の皆様のご理解をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成29年第1回仁木町議会定例会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。初めに、平成28年度第10回出納検査調書と通帳残高が符合していなかった件について申し上げます。本年1月12日に実施されました平成28年度第10回出納検査（検査現在：平成28年12月31日）におきまして、現金保管の状況について検査が行われ、調書と預金通帳の残高が符合していないとの指摘を受けました。本件につきましては、新おたる農業協同組合が管理する仮受口座から12月26日付けで町会計管理者の口座に振り替えられるべき金額が入金されず、仮受の状態を月を越えたことから、調書と通帳残高に差異が生じたものであります。会計管理者は、地方自治法により現金、預金の出納及び保管、記録管理を適切に行うことが職務として明確に示されており、特に12月期は税金が入金される時期でもあり、また、年が変わることから日々の通帳記帳を行い、慎重に管理を行っていただければ妨げた事故であると認識しております。今後の対策として、町及び指定金融機関である北海信用金庫仁木支店並びに新おたる農業協同組合の三者で再発防止に向けた協議を行い、これまで手書きで報告されていた調書と預金残高について、前日の残高や仮受けの状況がわかる「オンライン帳票」での報告に改め、金融機関双方で確認が行えるよう、手続を変更することといたしました。監査委員、議会議員の皆さま、関係機関の皆さまにご迷惑おかけいたしましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

次に、煙突用断熱材のアスベスト調査について申し上げます。本件につきましては、昨年12月開催の平成28年第4回定例会において、アスベストを断熱材として使用している可能性のある学校や公共施設における点検調査費について、関係予算をご可決いただいたところですが、現在までに判明した調査結果及び今後の調査につきまして報告いたします。本年1月26日、27日に第1段階としてアスベストを断熱材として使用している可能性がある町有施設9か所の集合煙突について、専門業者による煙突劣化調査を実施したところ、いきいき88、にき保育園、農村公園フルーツパークにき、山村開発センター、仁木小学校、銀山小学校、仁木中学校、銀山中学校の8施設で煙突の劣化が確認されました。この結果を受け、2月27日に第2段階として劣化が確認された施設の煙突用断熱材を採取し、アスベストが含まれているか否かの分析試験を行ったところ、山村開発センター、仁木小学校、銀山小学校、銀山中学校の4施設で煙突用断熱材にアスベストが含まれていることが判明いたしました。アスベストを含む煙突につきましては、第3段階としてアスベストがどの程度大気中に排出されているのかを測定する煙突周辺気中濃度測定調査を今月中に実施し、今後の対策を検討してまいります。また、施設管理者に対しては、利用者及び児童・生徒がボイラー室に立ち入ることのないよう施錠するなど管理の徹底を指示し、更には利用者・利用団体及び児童・生徒保護者に対し、このたびの調査結果について報告したことを申し添えます。

次に、仁木町公共施設等総合管理計画の策定について申し上げます。日本経済が飛躍的に成長をとげた高度経済成長期に整備された道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山・治水等の国土保全基盤、その他の国土・都市や農山漁村を形成するインフラが、今後一斉に更新時期を迎えようとしています。このため、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」において「インフラの老朽化が急速に進展する中、新しく作ることから賢く使うことへの重点化が課題である」との認識の下、平成25年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各公共団体にお

いても、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、公共施設等総合管理計画を策定するよう求められていました。本町が所有する学校や公営住宅等の公共施設、道路や橋りょう等のインフラ施設は、行政需要や住民ニーズの高まりとともに多く建設され、生活及び産業の基盤や地域コミュニティの拠点として大きな役割を果たしてまいりました。これらの公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や建替え等に多額の費用が必要となる一方で、人口減少や少子高齢化に伴う社会ニーズの変化、大規模災害等への対応など、本町を取巻く状況は大きく変化しております。また、増加傾向にある扶助費をはじめとする社会保障関連経費、国の財政状況を考慮した普通交付税、伸び悩む地方税の状況を踏まえると、同水準の公共施設等を維持していくことが財政面から非常に困難な状況になることが予想されます。このことから、公共施設等の現状の把握を行い、本町における適切な規模とあり方を示し、将来負担の軽減化、平準化を図るとともに、議会議員の皆さまや町民の皆さまと町全体の公共施設等に対する認識を共有することを目的として、本年3月に「仁木町公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。本計画の期間は平成28年度から平成47年度までの20年間としており、将来の人口や財政状況を考慮し、持続可能な行財政運営を行うための基本的な方針として、公共施設の総床面積が現有面積を超えないことを原則とし、費用対効果や地域の実情を考慮することや、単独施設の新規整備は原則行わず、複合化や集約化を基本とすることなどを定めております。仁木町公共施設等総合管理計画につきましては、皆さまのお手元に配布させていただいておりますので、後程ご高覧願います。なお今後、老朽化する公共施設の改修などに要する経費の財源を確保するため、現在設置しております仁木町体育施設整備基金条例を廃止し、体育施設を含む公共施設等の整備に活用することを目的として、仁木町公共施設等整備基金条例の制定を今定例会に上程しておりますので、よろしく願いいたします。

次に「高速で行こう！！」北しりべし地域魅力発信協議会について申し上げます。「高速でいこう！！」北しりべし地域魅力発信協議会につきましては、平成30年度に予定されている北海道横断自動車道余市・小樽間の供用開始にあたり、北後志地域の機運醸成と知名度の向上及び交流人口の増加を図るため、様々な情報発信やイベントを検討し、実施することを目的として1月26日に発足いたしました。協議会は北後志管内6市町村で構成し、会長には嶋 保余市町長を選任しております。今後、協議会では、北後志の知名度向上と人の流れを創出し、延伸効果を地域全体に波及させるため、地域資源の掘り起こしを行い、広域的なPR活動を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、現在、昨年4月1日から委嘱している農業支援員1名が活動しております。これまでの活動では、地域に溶け込み、ミニトマト栽培で新規就農を目指す研修生の世話役となるべく、栽培技術取得などの農業研修やさくらんぼフェスティバル、うまいもんじゃ祭り、NIKKIマルシェ、後志収穫祭などのイベントにもスタッフとして積極的に参加しています。また、自身の資格を生かした各地域の図書データーを結ぶ「仁木町まるごと図書館」の構想を検討するなど、地域おこしの支援活動を精力的に行っております。今後は、これらの活動のほか、自身の就農に向けた活動、新規就農者・農業研修生をサポートする資料作りを行っていく予定であります。こうした地域おこし協力隊員が地域の皆さんと一緒にまちづくりを進め、地域の活性化に尽力いただき、将来本町に定住していただけるよう、町としてもサポートを続けていきたいと考えております。

次に、仁木町インキュベーションプログラムについて申し上げます。仁木町インキュベーションプログ

ラムは、都市部からの移住により、本町への定住促進や、地域活性化を狙った、地域おこし協力隊事業を絡めたプログラムであります。インキュベーションとは卵をかえす孵化の意味から派生した経済用語で、事業の創出や創業を支援するサービス・活動のことを言います。地域での創業が全国的に注目されていることを背景に、仁木町での創業希望者が明確なビジョンを持って取り組むことができるように、起業草案の段階からサポートし、既に地方で創業した方を講師として助言が得られる機会を設けるなど、着実に取り組みを進めていただくための支援をするのが、本プログラムの目的です。昨年11月と12月に札幌市で開催した説明会には、16名の参加があり、そのうち4名の起業草案の発表が本年2月12日に町民センターで行われたところです。今後、創業を支援する体制づくりに務め、定住促進につなげてまいります。

次に、平成28年度仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業について申し上げます。定住促進共同住宅建設費補助事業につきましては、新たに町内に賃貸共同住宅を建設する者に対して建設費を補助することにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅の建設を促進し、子育て世帯や新規就農者などの定住化を促進する事業であります。本事業につきましては、昨年4月1日から9月30日までを補助金認定申請期間とし、町広報、ホームページで周知した他、建設協会などへの事業説明を行い募集したところ、町内の法人1社から申請がありました。申請のあった住宅は、木造2階建て12戸（1LDK8戸及び3LDK4戸）の賃貸共同住宅を北町3丁目に建設するもので、交付認定を10月19日付けで行っております。なお、建物の完成は今月を予定しており、4月から入居開始となる予定であります。

次に、冬季原子力防災訓練について申し上げます。本町で初めての取り組みとなる、暴風雪との複合災害を想定した冬季原子力防災訓練が、昨年11月に行われた平成28年度北海道原子力防災訓練の一環として、本年2月4日に行われました。訓練は、後志地方を中心に厳しい暴風雪が発生する中、泊原子力発電所3号機において、複数の給水ポンプが停止したため、蒸気発生器の給水機能が喪失し原子炉冷却水の水位が低下したことに伴い、緊急事態宣言が発出される想定の下、北海道庁に臨時オフサイトセンターを設置した後、共和町の北海道原子力防災センターにオフサイトセンターを移行、原子力事故合同現地対策本部を設置して行われました。本町におきましては、緊急時通信連絡訓練、広報訓練、オフサイトセンター運営訓練の他、テレビ会議により暴風雪時における原子力災害の防護対策を検討し、事故進展による状況から屋内退避を判断した住民避難訓練を実施いたしました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、より実効性ある防災体制の構築に不断に取り組んでまいります。

次に、平成28年度施設園芸ハウス導入事業の実施結果について申し上げます。施設園芸ハウス導入事業につきましては、厳しい気象条件下にあっても、安定的な農業生産が可能となるよう、平成26年度から3か年事業として、農業者の所得向上や新規就農者の定着を支援することを目的にハウス導入に対し、事業費の2分の1、新規就農者に対しては3分の2以内の助成を行ってまいりました。この度、事業主体であります、新おたる農業協同組合から、平成28年度事業の実施報告の提出がありましたので報告いたします。申請件数は44件で、申請面積が計3万542.6㎡。申請棟数は98棟、総事業費は6864万9839円でありました。町の補助金交付決定額は、個々の事業費に2分の1又は3分の2を乗じ1000円未満の端数を切捨てた後、3464万円となりました。

次に、平成28年度経営所得安定対策の実施状況について申し上げます。経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることを目的に実施されております。新おたる農協管内地域農業再生協議会が取り

まとめた、平成28年度経営所得安定対策の12月末現在における本町の実施状況について報告いたします。米の所得補償交付金につきましては、実施戸数が80戸、実施面積が407畝で交付金は2972万4750円となりました。次に、水田活用の所得補償交付金につきましては、実施戸数が107戸、実施面積が137畝で交付金は8120万7023円となりました。そば及び飼料用米の数量払いによる交付金につきましては、そばが27戸、交付金1281万9015円、飼料用米で63戸、1044万3545円となり、交付金の合計額は1億3419万4333円となりました。

次に、平成28年度農業基盤整備促進事業について申し上げます。本事業は、農業競争力強化の一環とする国の公共事業として、平成26年度から28年度の3か年にわたり実施されてきたもので、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備等に対し支援が受けられるものであります。水田所有者からの要望に基づき、これまで水田の区画拡大16件（面積20.89畝、定額助成額2089万円）を実施してまいりました。最終年度となる本年度におきましては、水田の区画拡大7件（面積9.99畝、定額助成額990万円）を実施し、これにより3か年間の助成額の合計は3079万円となりました。

行政報告は以上であります。只今申し上げましたとおり、別途お手元には、仁木町公共施設等総合管理計画のほか、仁木町国民健康保険税条例の一部改正に係る説明資料（議案第8号関連）、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場指定管理者の指定に係る資料（議案第10号関連）、平成28年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、平成28年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

平成29年第1回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。仁木町民スキー場について申し上げます。指定管理者として株式会社北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今年度の運営につきましては、積雪の状況から当初予定しておりました12月23日にオープンすることができず、12月27日から行ってまいりました。2月13日以降は、学校授業などの利用が終了したことにより、指定管理業務の仕様書に基づき平日は午後からの開設とし、大きな事故もなく3月5日をもちまして終了しております。開設期間中には、1月4日から9日までの6日間、仁木スキー連盟主催による小学生スキー教室が開催され、昨年度より多い211人（昨年度は193名）が参加し、大変盛況であったと伺っております。また、2月11日には第35回仁木町民スポーツスキー大会兼第39回ジャイアントスラローム大会（28人参加）、2月25日には第26回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会（62人参加）が開催され、両大会とも無事に終了しております。スキーリフトシーズン券につきましては、平成28年第4回仁木町議会定例会教育行政報告で申し上げましたとおり、指定管理者におきまして、条例で定める金額の4割引に設定し販売いたしました。利用状況につきましては、スキーリフト利用者の延べ輸送人員が7万5331人（前年度6万3148人、前年度対比1万2183人、約19%の増加）、スキーリフト利用券売上金額は658万6580円（前年度557万8720円、前年度対比100万7860円、約18%の増加）であったとの報告を指定管理者から受けております。なお、売上金額につきましては、直近10年間での最高額でありました。利用者増加の要因といたしましては、開設中天候に恵まれたことや指定管理者及び仁木スキー連盟のPRにより利用が促進されたことなどが考えられます。また、スキーリフト利用券売上金額増

加の要因につきましては、小学生スキー教室参加者等によるシーズン券やスノーボード愛好者等による11回券及び4時間券の売り上げによるものと考えております。今後とも、町民の冬季スポーツ振興、保健体育の向上及び普及を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として多くの皆様に利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に、指定管理者とともに鋭意努力してまいります。以上で教育行政報告を終わります。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

仁木町公共施設等整備基金条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『仁木町公共施設等整備基金条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

仁木町公共施設等整備基金条例の制定について。仁木町公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、仁木町公共施設等整備基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

まずはじめに、条例制定の背景についてご説明いたします。行政報告にもありましたとおり、この度、平成28年度から平成47年度までの20年間を計画期間とする仁木町公共施設等総合管理計画を策定したところであります。人口減少と少子高齢化が進む本町におきまして、現在所有している公共施設及びインフラ施設を維持していくには、大規模改修や更新等に多額の経費を要することが予測されます。公共施設等は町民の生活や文化、交流の拠点施設として重要な役割を担っておりますので、公共施設等総合管理計画では利用需要や費用対効果等を総合的に判断し、施設総量の適正化に努めることとしております。本町が所有する公共施設は各施設の規模も大きく、改修や建て替えを行うにも多額の費用を要することが推測され、国や北海道の補助、有利な起債等により財源確保を行う必要がありますが、補助金や起債ですべてを賄うことは難しい状況が想定されます。このため、今後の公共施設等の改修や維持保全に要する経費の財源確保が重要な課題となりますことから、本基金条例を制定し、財源の確保を行うものでございます。なお、本基金条例は、公共施設や公共インフラすべてを網羅しておりますので、町有の体育施設も補完できますことから、公共施設等整備基金条例の制定に合わせて、本条例の附則で仁木町体育施設整備基金条例を廃止するものでございます。

それでは制定文によりご説明申し上げます。第1条でございますが、基金の設置目的で、「公共施設の改修、維持保全その他整備に要する経費の財源に充てるため設置する」としてございます。第2条は基金の積み立ての規定で、「一般会計歳入歳出予算で定めるところに積み立てるものとする」としてございます。第3条は基金の管理についての規定を定めてございます。第4条は運用益金の処理の規定でございます。

第5条は繰替運用の規定でございます。第6条は基金の用途の規定で、「第1条に規定する基金の設置目的、公共施設等の改修や維持保全等に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができる」としてございます。第7条は委任についての規定でございます。附則の第1条は施行期日の定めで、この条例は公布の日から施行するというものでございます。第2項は、現在制定しております仁木町体育施設整備基金条例の廃止を定めてございます。

次のページをお開き願います。第3項でございますが、仁木町体育施設整備基金に属していた現金の取り扱いについての定めで、「本基金条例の制定により設置される基金に属する現金とみなす」とするもので、体育施設整備基金391万円を公共施設等整備基金に積み立てる取り扱いを定めているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

何点かご質問させていただきます。只今、この条例に関する提案説明がございましたけれども、今回この条例を制定するにあたりまして、仁木町体育施設整備基金条例を廃止するというところでございますけれども、これまでこの基金の用途等の実績、あるいはこの条例を廃止するという理由をお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）只今ご質問のありました体育施設整備基金につきまして、ご説明申し上げます。この基金につきましては平成9年に制定された条例であります。平成9年度から平成17年度までは毎年約500万円を積み立てし、必要に応じて取り崩し活用を図ってございました。主に活用の内容といたしましては、平成13年度から平成15年度までにつきましては、野球場用地の取得ということで、土地の購入をしているものでございまして約1500万円～1600万円程度をここで活用しているものでございまして、後は野球場、山村開発センター等の修繕、あと維持保全に使っているものでございます。この度、公共施設等整備基金条例を設けることによりまして、公共施設すべてを網羅する計画でございますので、既存の体育施設にも公共施設が含まれますことから、体育施設について二つの条例を持つ必要性がないと判断し、今回廃止を行うものでございます。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のご説明で、内容等につきましては、理解をしたところでございます。

次の質問をさせていただきますけれども、一般的に公共施設というのは、箱物から道路・河川などのインフラ施設、あるいは公園なども含む行政財産全体を指すと思うんですが、この条例で公共施設等としたのは、どのような理由なんですか。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）公共施設等ということの、等の意味合いということでございますが、本日皆さまに配布し、行政報告させていただきましたが、この度、仁木町公共施設等統管理計画を策定したところでございます。この中で、行政財産のうち町が所有する建築物、いわゆる箱物を公共施設とし、道路や橋りょう、水道施設などはインフラ施設と区分してございます。このことから、本計画との整合性を図り、且つ公共施設及びインフラ施設、どちらでも対応ができるよう条例の名称を公共施設等と表記しているも

のでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

恐らく国の仕分けだとか、いろいろ仕分けの仕方が変わってくると思うんですけども、今の部分で理解したところでございます。

それに、まだこれ今日いただいたばかりで中身をちょっと把握してございませんので、ちょっと重複する質問もあろうかと思えますけれども、その辺はご了解願いたいと思います。

次の質問でございますけれども、今後の施設の改修、維持保全のためには多額の費用が見込まれると思います。それで、この基金では目標額を定めているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）公共施設等総合管理計画では、今後、年平均で約4億4500万円の費用がかかるという試算をしております。更に、役場庁舎の大規模改修が予定されてございます平成40年度前後では、年間10億円を超える費用を要するという事で計画をしております。本基金につきましては、特に目標額は設定してございません。しかし、大規模改修や建替えなどは、国や道の補助金や有利な起債を積極的に活用していくこととしてございますが、その年度においては多額の一般財源を要することも考えられますので、毎年度の予算の執行状況を勘案し、基金への積立が可能な場合におきましては、積極的に積立し、将来に備える必要があると判断してございます。

○議長（横関一雄）他に。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今お聞きした中でも相当な、数年後には修繕費がかかるというふうなご説明でございますけれども、国もそうなんですけれども、橋りょう自体につきましては、長期的な長寿命化に向けての計画がされているようでございますけれども、この中身はちょっと私も先ほど言いましたように、中身を把握してないんですけれども、各施設の個別の中長期的な計画は、この中に網羅されているんでしょうか。もし、これが入っていないければ、やはり未然の大事にならない前にですね、未然の予防的な、その修繕が私は必要でないかと思うんですよね。その辺のことについてちょっとご質問させていただきます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）この度の計画につきましては、公共施設全体での計画ということで策定してございますので、個別の計画は含まれてございません。耐用年数が経過した施設につきましてもですね、町の方としては1年でも長く活用ができるようにする必要があると判断してございますので、各施設において条件は異なりますが、必要に応じて個別計画を策定する必要があるのかなというふうに判断してございまして、診断等を実施し、早目の修繕を行うことで、延命対策も図れるのかなというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）やはり大事になる前にですね、やはり未然に私は、修繕・改修等がやはり必要だと思うんですよね。それで今後、その辺も十分検討されてですね、実施していくというような方向で検討できないものか、町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

佐藤議員おっしゃるとおりですね、今後、各公共施設、インフラ施設含めてですね、そういった老朽化を懸念してですね、未然に防ぐために劣化してから建て直す、又は修繕するということでは、やはりもう致命的になりますから、また費用もかさみますから、人間の体と同じで早いうちに対処してですね、徐々に公共施設などを長く維持するという必要であるというふうを考えておりますので、そのことも含めて、今後検討してまいりたいなというふうに思っている次第です。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんでしょうか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町公共施設等整備基金条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町公共施設等整備基金条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第2号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第2号でございます。

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8364万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2689万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第2号、平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から2ページの21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計8364万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を45億2689万3000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳出でございます。2款、総務費から13款、諸支出金までをそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計8364万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を45億2689万3000円とするものでございます。

次に、4ページでございます。第2表、繰越明許費でございます。本事業につきましては平成28年度内に支出を終わらない見込みであることから、平成29年度に予算を繰り越して使用するというもので、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになってございます。繰り越す予算につきましては、2款、総務費、3項、戸籍住民登録費、事業名につきましては、住民基本台帳ネットワーク導入事業で、金額につきましては27万2000円でございます。

次に、5ページでございます。第3表、地方債補正、1. 追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業から、合併処理浄化槽設置補助事業までの4事業につきまして、過疎対策事業債のソフト分として合計4660万円を追加するものでございます。下段につきましては、2. 変更でございます。除雪機械整備事業から小型動力ポンプ付積載車整備事業までの5事業につきましては、国庫補助金の確定及び入札執行に伴う増減で、それぞれ変更するものでございます。

次に、7ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、8ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の財源内訳でございますが、国・道支出金79万7000円の減、地方債1220万円の増、その他財源108万1000円の増、一般財源9613万1000円の減となっております。

次に、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、給与所得及び農業所得の増加に伴い2842万3000円の追加、2目、法人につきましても企業の増収に伴い993万6000円の追加でございます。2項、1目、固定資産税につきましては、収入見込みにより244万1000円の追加でございます。3項、1目、軽自動車税につきましても、収入見込みにより116万4000円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金22万5000円の減額につきましては、施設入所者数の減に伴うものでございます。

次に、11ページでございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、衛生使用料3万2000円の減額につきましては、墓地使用料が見込みより少なかったことによるものでございます。2項、手数料、2目、衛生手数料6000円の追加につきましては、一般廃棄物の許可申請手数料を追加するものでございます。

次に、12ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金、子どもための教育・保育給付費負担金の実績見込みの増減により80万1000円の追加でございます。2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金につきましては、地域生活支援事業及び地域介護・福祉空間整備事業等補助金の増減により132万4000円の減、4目、農林水産業費国庫補助金121万円の減額につきましては、農業基盤整備促進事業補助金の実績に伴うもの。5目、土木費

国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額の確定に伴い578万5000円の追加、6目、教育費国庫補助金3万8000円の減額につきましては、特別支援教育就学奨励費補助金の確定に伴うものでございます。3項、委託金、1目、総務費委託金10万4000円の減額につきましては、中長期在留者住居地届出等事務委託金の確定によるものでございます。

次に、13ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金24万5000円の減額につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金の実績見込みによる増減でございます。2項、道補助金、2目、民生費道補助金42万2000円の減額につきましては、地域生活支援事業及び多子世帯の保育料軽減支援事業の実績に伴う増減、4目、農林水産業費道補助金475万5000円の減額につきましては、青年就農給付金事業及び森林環境保全整備事業の実績に伴う減額でございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金71万5000円の追加につきましては、徴税委託金、北海道権限委譲事務委託金及び参議院議員選挙委託金の実績に伴う追加でございます。

次に、14ページでございます。16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入259万3000円の減額につきましては、町有林更新伐業務により89万8000円の増収となりましたが、北町試験地の売り払いができなかったことによる増減でございます。

次に15ページ、17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、前回の定例会での補正以降の一般寄附金の追加と、ふるさと納税寄附金の収入見込みの減により2599万6000円を減額するものでございます。

次に、16ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金1億1191万5000円の減額につきましては、歳入の増及び歳出の減により財政調整基金を1000円残り減額するものでございます。体育施設整備基金につきましては、目を3目に新設し、議案第1号の仁木町公共施設等整備基金条例の設置に伴い、体育施設基金条例を廃止するため390万9000円全額を一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、17ページでございます。20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金7万3000円の追加につきましては、町税の延滞金の収入見込みによるものでございます。4項、受託事業収入、農林水産業費受託収入につきましては、今年度、農地中間管理機構事業を実施しなかったため22万6000円全額を減額し廃目とするものでございます。5項、4目、雑入につきましては、臨時職員の社会保険料、施設入所者等負担金などの増減により24万5000円を追加するものでございます。

次に、18ページでございます。5目、宝くじ交付金収入につきましては、額の確定に伴い26万円を減額するものでございます。

次に19ページ。21款、町債につきましては、先ほどの地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の減額予算につきましては主に執行残となっております。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費338万2000円の減額につきましては、臨時的任用職員賃金及び街路灯設置費補助金等すべて執行残を減額するものでございます。

次に、22ページでございます。4目、財産管理費348万7000円の減額につきましても、24ページ中段まで非常勤任用職員賃金、各種委託料など、すべて執行残を減額するものでございます。

24ページでございます。5目、企画費1539万7000円の減額につきましても、地域おこし協力隊経費、定住促進共同住宅建設費補助金等すべて執行残を減額するものでございます。

次に、25ページでございます。9目．ふるさとづくり事業費440万8000円の減額につきましては、ふるさと納税寄附金の減及び特産品贈呈事業の支出見込みの減に伴う積立金の減額によるものでございます。2項．徴税費、1目．税務総務費につきましては、軽自動車検査情報サービス利用負担金の不足が生じたため3000円を追加するものでございます。3項．1目．戸籍住民登録費につきましては、財源内訳の変更でございます。4項．選挙費、2目．参議院議員選挙費につきましては、27ページまで執行残を減額するものでございます。

次に、28ページでございます。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費につきましては、大江コミュニティセンターの灯油代に不足が生じるため4万7000円の追加、2目．老人福祉費686万5000円の減額につきましては、敬老会の執行残、広域連合負担金の確定、施設入所者扶助費の減額等によるものでございます。

次に、30ページでございます。4目．心身障害者特別対策費188万2000円の減額につきましては、補装具給付費等すべて執行残を減額するものでございます。

次に31ページ、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費440万4000円の追加につきましては、施設型給付費の国の適用単価の改正に伴う追加及び、平成27年度の放課後児童健全育成事業に係る返還金の追加によるもの。4目．保育所費18万円の減額につきましては、大江へき地保育所に係る灯油代等の執行残でございます。

次に、33ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費96万円の減額につきましては、国保特会への繰出金の減額によるもの。4目．環境衛生費681万3000円の減額につきましては、墓地管理経費及びゴミステーション設置事業の執行残、合併処理浄化槽設置補助事業に係る排水整備工事を行う必要がなかったこと、更に、合併処理浄化槽について当初20基の補助を予定してございましたが、17基で完了となったことによるものでございます。

次に、34ページでございます。5目．上水道費につきましては、簡易水道特別会計繰出金を346万円減額するものでございます。

次に35ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、財源内訳の変更、3目．農業振興費571万円の減額につきましては、エゾシカ駆除の対策を強化したことによる6万3000円の追加、他は桜桃結実事業補助金、青年就農給付金等の執行残を減額するものでございます。

次に、36ページでございます。中段でございますが、4目．農用地開発事業費323万8000円の減額につきましては、農業基盤整備促進事業の完了に伴う執行残及び頭首工改修に伴う余市川土地改良区への補助金の減額、7目．農用地再編開発事業費59万6000円の減額につきましては、農村公園フルーツパークにきののタイル改修工事に係る執行残によるものでございます。

次に、37ページでございます。7款．1項．商工費、2目．商工振興費2166万4000円の減額につきましては、ふるさと納税特産品贈呈事業等に係る執行残となつてございます。

39ページでございます。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費8万円の減額につきましては、果実とやすらぎの里公園委託料の執行残、2目．土木機械管理費につきましては、除雪専用車購入に係る執行残614万7000円の減額でございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費につきましては、道路台帳策定委託料の執行残3万3000円の減額。2目．道路維持費につきましては、道路ストック事業に係る執行残538万円の減額でございます。

次に、40ページでございます。3目、橋りょう維持費1013万円の減額につきましては、橋りょう補修事業に係る執行残を減額するものでございます。

次に、41ページでございます。9款、1項、1目、消防費につきましては、財源内訳の変更、2目、水防費10万円の減額につきましては、排水施設管理経費の執行残、3目、災害対策費47万7000円の減額につきましては、防災訓練用消耗品及び災害対策用備品の執行残によるものでございます。

次に、42ページでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費9万円の減額につきましては、教科書採択教育委員会協議会を開催しなかったことによるものでございます。2項、小学校費、1目、学校管理費118万9000円の減額につきましては、小学校特別支援員賃金の執行残によるものでございます。3項、中学校費、43ページでございますが、1目、学校管理費142万1000円の減額につきましては、町費で計上していた中学校支援員が北海道からの配置に変更になったことによるもの。2目、教育振興費につきましては、財源内訳の変更でございます。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費65万1000円の減額につきましては、町民センター保守点検委託料等の執行残によるものでございます。

次に、44ページでございます。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費につきましては、各種スポーツ大会参加報償に不足が生じたため1万6000円を追加するものでございます。

次に45ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、2目、減債基金費1300万8000円の追加につきましては、歳入の増及び歳出の減に伴い、剰余金を減債基金に積み立てるもの。5目、公共施設等整備基金は、目を新設し議案第1号により体育施設整備基金の保有現金391万円を公共施設等整備基金に積み立てるものでございます。47ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

まず、歳入の12ページ、14款、国庫支出金で、5目に土木費国庫補助金とありますが、今回、社会資本整備総合交付金ということで578万5000円増額になっておりますけれども、この内訳をお尋ねします。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）今回の増額補正の要因といたしましては、最終的な全道の市町村の事業調整により本町の交付金配分額が、9月補正時よりも更に多く配分され、確定されたことによるものでございます。内容を少し詳しく申し上げますと、道路ストック事業とそれから除雪機購入事業は若干減額されましたけれども、橋りょう補修事業で大幅に増額配分されたことによりまして、全体としては578万5000円の増となったというものでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

ということは、橋りょうの部分で当初見込んだ事業より事業量として多くやれたということなんですか。要するに、道の方の全体の事業費が余ったということで、その部分を仁木町の方で消化したというような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）予定事業を増やしたとかというわけではなくて、予定どおりの事業は実施してお

ります。補助対象事業費というのがございまして、これでもですね、今回は、実は100%が充当されていたというわけではございませんで、正確には充当率は97.2%でございました。9月時点では、この補正前の額というのは、一応見込みとして充当率を92.4%程度というように想定しておりまして、近年の充当率削減の流れの中ではですね、担当としては良しとすべきというふうに捉えておりまして、大体5%程度充当率が上がったということで、それに伴いまして交付金の配分額が増えたというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のご説明で理解いたしました。

次にですね、歳入の14ページ、16款、財産収入、1目、不動産売払収入ということで、先ほどご説明の中で、北町試験地跡地の売り払いとして259万3000円を見込んでいたということでございますけれども、今回、この売り払いが成立しなかったということでの減額補正ということで理解しておりますが、その経緯を具体的にちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）16款の財産収入で不動産売払収入259万3000円減額ということでございます。北町試験地の売買が成立しなかったことが主な原因ということになります。こちらの方については当初予算において、北町試験地の売買、予算措置をしていたところなんですけれども、購入希望者の方からですね、諸事情により購入できなくなったということ、また町においての売買方法に多少疑義が生じたということにより、今年度の売買については成立しなかったと、大きな要因については、ご本人さんからの申し出により、ちょっと買えなくなったと購入できなくなったということでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

その購入できなかったということの理由を、もし差し支えなかったら、例えば金額が折り合いがつかなかったとか、何かそういう理由が、もしご説明が可能であれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）金額が折り合わなかったということではございませんで、当初の段階、一昨年ですね、当初予算を作成する段階では、協議の方は進めておりましたけれども、ご本人さんの都合によりますので、そのあたりはちょっと状況については、詳細の原因については差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、ご本人さんの申し出ということになります。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

言えないこともあると思いますので、その辺はご理解をすることでございます。

続きまして、同じく歳入の15ページ、寄附金、17款、寄附金の関係のふるさと納税について、ご質問させていただきます。これ何点かありますので、まとめてちょっと、わかる範囲でよろしいので、ご説明お願いしたいと思います。まず寄附金なんですけど、当初予算額は当然、前年度の寄附金を勘案して目標額を設定し、予算計上されていると思っておりますけれども、いろんな要因があると思うんですが、前年度と比較して、落ち込んだ要因ですね、それをどのように分析されているのか、それと、平成27年度と平成28年度の

寄附の全体件数、そのうち道外の方がどの程度いらっしゃるのか、それと、1件あたりの寄附で最高額はいくらぐらい寄附されているのか。それとわかれば返礼品のベスト3をお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ふるさと納税の寄附金の額は、今回2599万6000円ほど減額なっておりますが、その要因についてご説明いたします。ふるさと納税をご寄附いただく方の動機としては、やはり返礼品としての特産品が何かということが、ご寄付をする市町村を選ぶ大きい決め手になると考えております。本町に寄付をしていただいた方は、サクランボを返礼品として希望される方が多いわけですが、28年度は同じくサクランボを返礼品としている山形県の自治体が豊作だったため、本町とサクランボの出荷時期が重なってしまいました。それで、サクランボの返礼品を望む寄附者が分散されたものと考えております。また、本年度は4月に発生しました熊本地震の影響で被災した市町村への寄附が多くなったこと、ふるさと納税に取り組む自治体が昨年よりかなり多くなったこと、そのことにより、寄附の市町村が分散されたことが要因ではないかと考えております。

次に寄附件数なんですけれども、平成27年度の寄附件数は9954件で、そのうち道外の方は9477件で95%です。平成28年度の寄附件数2月の9日現在で集計しておりますが7047件で、そのうち道外の方は6561件で93%となっております。1件あたりの寄附の最高額につきましては10万円でございます。

希望の多い、人気の返礼品ベスト3、上位は、1位がサクランボでサクランボは全体の45.4%を占めております。2位がトマトで8.9%、3位がトウモロコシで7.4%でございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この減額となった理由については、様々な要因があると思います。寄付金についても、本年度8000万円ちょっとなると思うんですけれども、単純に考えると、やはり仮に1万円を寄附されたとすると8000人の方が、町に寄附されていることになりますね。やはり単純に考えるとすごい数だと思うんですよ。仁木町が全国区であれば、例えばニセコ町のように全国区であればいいんですけれども、知る人は知っているんでしょうけれども、特に今お聞きした中で、道外の方がかなり90%以上占めているということになれば、おそらく、今ご説明のあったように、例えば、サクランボと検索して、たまたま北海道では仁木町にあると、山形が例えばもう品不足で、どうしてもサクランボが食べたいんだということで、仁木町をとということで選んだ方も多いと思います。今後、その辺の部分もですね、当然サクランボとなると季節も限定されてきますので、なかなか、取組みも難しいと思うんですが、十分関係機関とですね、この辺の部分について、ベスト3も今、教えていただきましたけれども、この辺を十分参考にしてですね、前向きに努力してほしいなと、思っております。

次の質問をさせていただきます。歳出の関係で、質問をさせていただきます。24ページの2款、総務費の中の、5目、企画費の中で地域おこし協力隊、この関係でご質問させていただきます。ご承知のように地域おこし協力隊の活動趣旨といたしますか、これにつきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外から人材を積極的に受け入れて、そして、地域活動を地域の協力活動を行ってもらって、それで、その上で定住定着を促進するというものでございますけれども、先ほどの行政報告の中で、様々な活動をしていますということでの報告がございましたけれども、その活動内容について町内外にどのように発信PRされているのか、これが最終的に将来的に定住促進、あるいは移住促進につながるものと私は思っておりますので、その辺について、どう発信PRされたのか、ご質問いたします。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）地域おこし協力隊の活動につきましては、その活動内容を町の広報紙の9月号でお伝えさせていただいております。また、4月号では街角ニュースのコーナー、6月号では町内会長会議の記事の中でも、若干ですが、広報誌の中で取り上げさせていただいております。また、本年2月からは、隊員がですね、フェイスブックを開設いたしまして、自ら情報発信を始めたところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ぜひですね、やはり情報発信しないと、なかなか特に町外の方にですね、理解をしていただけないということもありますので、どんどん積極的にですね、展開してほしいと思います。この方は、ところで、今年1年で、今年度1年で終わるのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）地域おこし協力隊は3年までですね、いていただくことができますので、現在までの予定といたしましては、あと2年いる予定になっております。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

よく理解したところでございます。

次に、同じく歳出で34ページ、4款. 衛生費の中の合併処理浄化槽の設置補助金ということで、今回556万3000円ほど減額になっていますが、当初の見込みと実績、それとどのようにPR、取組みをされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

この合併処理浄化槽の補助金に関しましては平成26年から5年間ということで、毎年町民の皆様ですね、広報等で周知しながら、実際に浄化槽の工事をされる方に対して、補助をするということでやっております。今年度におきましては、当初、国の方等にですね、補助を貰う関係で、計画していた基数は20基ということで計画しておりましたけれども、実際に工事をされた方が17件ということで17基というふうになっております。それで3基少なかったということで、今回これだけの補助の額がですね、減額ということになったところでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

先般、議会報告会で銀山に出向いた際にもですね、どの程度やっているんだということでの話もございましたので、今後とも引き続き前向きに検討されて、1基でも多く設置されることを期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、10款. 教育費、この中の1目. 学校管理費で、非常勤任用職員賃金142万1000円減額されてございますけれども、これ、ちょっと先ほどの説明では、ちょっと内容がよく把握できませんでしたので、もう一度内容について、詳しくご説明願ひしたいと思います。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。

中学校におきまして、銀山中学校に道事業で入っていただくその事業申請をしていました。その関係で道から町で予定していた特別支援員の1名につきまして、道事業を活用することができたということで、当初、町の予算の方でも計上しておりました分について、今回、道の事業から、その方の賃金が出たということで、減額をさせていただいたというところでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

ということは、当初は町の単独事業というか、単費で見ていたものが、道の方での補助金が付いたよということでの内容ということで、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありませんか。質疑終わってよろしいですか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

それではですね、31ページの民生費関連でちょっとお聞きしたいと思います。ここに、児童福祉総務費の中でですね、400万円ほど増額されておられると、この内容について、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の水田議員の質問にお答えさせていただきます。

この特定教育・保育施設等給付事業という部分でのお金なんですけれども、これは国、また道の方からですね、仁木の実際にやっている事業に対して補助が出るというもので、そういう補助をもらいながら行っている事業でございます。それで、その事業の中で、うちといたしましては、今回は当初国からですね、この事業を行うにあたって、何歳児の子が何人いるときには幾らというような国基準での1人あたり幾らというような形で、この施設の運営費として幾ら出しますよという基準があったんですけれども、それよりも、うちとしては、非常に貰う分も増えたと、今は支出の方ですね。すいません、実際に人数がですね、当初計画していたよりも増えております。それによって、町の方としても支出する分が増えたということでございます。ちなみにですね、この部分に関しまして、にき保育園等ですね、実際に当初計画時点では延べ人数にはなるんですけれども673名という人数を予定して、国・道に補助申請をしながら、また、こちらとしてもその予算を組んで執行するというで動いていたんですけれども、実際には736名、まだ3月の方は見込みという数字が入っているので確定ではありませんけれども、それだけ増えているということでございます。その分で今回これだけの支出が増えたということでございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）非常によろしい事業内容かと思っておりますけれども、実際にこの中身についてね、その成果だとかね、どのような内容のものをされているのか、わかる範囲内でよろしいですけれども、何か説明がありましたら、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）こちらの予算につきましては、保育所の運営経費ということで算出している部分でございます。ですから、何か特別な事業をやったからこの額が上がったということではございません。ちなみに、にき保育園ではですね、子どもたちのいろいろな情操教育ということで、英語を使った勉強を

してみたりですとか、あとは子どもたちにいろいろなダンスを教えたりですとか、最近では今の園長さんが手話ができるということで、子どもたちのお遊戯などで手話を取り入れたりですとか、そういう新しい試みなども入れてですね、非常に成果を上げているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）今ご説明もありましたようにですね、非常に内容的にもいろいろなことをやられておられると、そして、先だっても何か町外に行かれてですね、ダンスのあれをやってこられたとかという、そういうような成果も見られておられるようなので、そういった面は、町の行政と民間の保育所の連携を密にしながらですね、より良い活動をされるようお願いしたいというふうに思います。

それからですね、13ページの、これは農林水産業費の事業費の補助、道の補助事業なんですけれども、ここで450万円ほど減額されておられますよね、この内容について、ちょっとどのような形で減額されたのか、その内容についてちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）只今の質問につきましてお答えいたします。

この項目につきましては、北海道青年就農給付金事業の部分でございまして、これは道からの100%の補助でございます。当初予算の部分では対象人数を15人ということで算出しておりましたが、実績で12名ということになったことから、この分450万円、3名分の減ということになったわけでございます。以上です。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）3名減ということで、当初予定は15名おられたということなんですよ。この3名というのは、私は決して少ない数字ではないと思うんです。この内容については、どういうことなのかちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）ちょっと今、資料が手元にありませんので、休憩をいただけるでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の水田議員の質疑に対する答弁を求めます。泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）それでは、水田議員の質問にお答えいたします。

予算を作成する段階で15名、これにつきましては新規に就農給付金を受ける方も想定した数を加えて15名としておりました。実際、新しく28年度に就農を受けられる方が2件であったということで、5名を推定していたわけでありまして、その中にはですね、28年度で就農をリタイヤされた方等も2名ほどおりました。この点を踏まえまして、29年度以降につきましては、新規の就農者等の定着、それから安定的な就農という部分について、力添えをしていかなければならないなというふうに感じているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、質疑ありませんか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

28ページ、民生費の方でお伺いをしたいと思います。敬老会に対してちょっとお伺いしたいと思います。町全体で1か所でやるように、町制50周年から実施されておりますけども、2年経った経過の中で、ずっと人が減っていつている、参加する人数がどうなのか、状況的にこの2年間多く来てくれているのかどうか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の野崎議員の質問にお答えさせていただきます。

手元に資料を持って来てはいなかったんですけども、私の記憶の中でですけども、昨年度と今年度、おおよそ両方とも200名ということで、同じぐらいの人数が来ております。対象となる人数も720名ほどだったかと思います。そのうちの来ている方が200名ぐらいということで、2年間ほぼ横ばいという状況でございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

実質的に非常にこう700名から200名という状況の中では、非常に参加していただく方が少ないという状況の中で、まだまだ今後こういうような形の中で、敬老会というのは継続されていくと思いますけれども、少しでもこう来ていただける方向性というものを、どのように考えていくのか。もし町長、何か思いがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えいたします。今後のことに関しては改選期も控えていますので、明確な確証はございませんけれども、ただ私の思いといたしましては、今後も敬老会もそうですけれども、様々な事業に対して行政として発信して来てもらえるような環境づくり、又は事業づくりをしていかなければならないという思いでおりますので、ただ、敬老会が一つの規模にまとめて、今後も継続していくことは変わりはありませんので、その辺の部分はご理解していただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

非常に町長も、答えにくい点もあろうかと思いますが、非常にこう地域の方々がなかなか出にくいという状況も発生しておりますし、隣近所が誘い合うという状況もなかなか発生してないのかなという感じもしておりますけれども、ぜひとも、少しでも高齢者が集まっていたらいい方向性というものを考えていただきたいと思いますが、以前のように地域が一丸となって後押ししてやっていくという方向性が非常にこう薄くなっている状況だと思います。その辺においても、地域の協力というものが非常に大切なのかなという感じもしておりますし、その辺に対して少しでも町の方としても、考えていただきたいなという感じがしています。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員に一言。今の質疑はですね、次年度の予算に関わる質疑だと思うので、その辺これからの質疑は、ちょっと配慮をしていただきたいというふうに思います。

他に、質疑はございませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

もう1点ちょっとお伺いしたいんですけども、総務費の関係で23ページです。町有林の事業委託料62

万7000円ほど、これは減額されておりますけれども、この内容と事業内容についてちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）町有林事業の関係の内容ということであったかと思えます。平成28年度につきましては、長沢西地区の5畝の伐採を28年度行っております。その他、下刈りということで一昨年伐採しました同じく長沢地区、地区は違うんですけれども、長沢地区の5.12畝の伐採植栽した後の下刈りを行っているものでありまして、こちらの方の委託料の執行残ということになってございます。以上であります。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）町有林の関係でですね、毎年のように、こういう伐採をしたりですね、植栽されておられると、これは私は全体的に仁木町の町全体を見まして、本町で民間の私有地を含めて、年間どのぐらい、実際伐採されておられるのか。どのくらいその植栽をされておられるのか。その辺について町の方で押さえておられるかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）総務課において、町の町有林を伐採しております。これにつきまして町全体で、皆さま各個人、事業所、会社、法人等が森林を所有しております。それぞれの方が事業を行うということでありまして、町もこの部分につきましては一事業者ということで事業をやっている部分でございます。総務課においては、全体の部分についてはちょっと把握はしてございません。町の一事業者としての作業、伐採の事業ということでございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）非常に仁木町もですね、伐採した後の森林が相当目立つ状況にあるわけですね。そしてその中で、やはりこれ長い年限で、治山・治水の関係も含めて、非常に大事な事業だと思うんですね。そういった中で、やはり仁木の森林が実際どういう経緯の中で、結局、今これから向かっていかれるのか、やはり行政としてもいろいろ補助事業等も、補助金もかなり高いウエイトでありますので、その辺を周知されまして、できるだけ、植林をされる場所は早急に植林をするようなご指導なんかできないものかどうかと、その辺の考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）水田議員の質問に対して、私の方からちょっと考え方を話したいと思います。

まず町有林の関係でありますけれども、町有林は仁木町に林班でいいますと5林班に分かれていて、砥の川から始まりまして、尾根内までで5林班あります。町有林の面積が約100畝を越しております。100畝と少しであります。これにつきましては、町有林では樹齢も全部押えておりますので、ほとんどが人工林のカラマツなんですけれども、これは適期に来たら伐採をして、そして伐採をした翌年には植林をして、そして1年間下刈りをしてですね、成長するように、それは、そういうサイクルでやっておりますし、それがまだ今きちんとした部分で確立されておられませんので、この今の問題につきましては、総務課管財係で所管しておりますので、そこでですね、きちんとした5林班の植林、伐採・植林そういう管理をする計画を今、作っている最中でありまして、それから民有林につきましては、所管は今、農政課でやっておりますので、民有林の伐採等につきましては届け出が必要なもので、町の機関を通して届出をします。その際にはですね、当然伐採をした後には植林をしてくださいということになっておりまして、それには、植林に

については非常に国の方からですね、手厚い補助がありますので、伐採をした後は植林をするということに関してはどうですか、そんなに事業者については大きな負担にはならないと思いますので、その辺は施行主が依頼した場合ですね、伐採をして収入を得るわけですから、その収入を使いながら植林をしていくというのは当然のことだと思いますので、町の方につきましては、町の方はそういうふうに行っていますし、民有林につきましては、そういうような指導を徹底して行っていきなさいなと思っています。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 議案第3号

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第3号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1488万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6829万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第3号、平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税、4款、繰入金及び7款、国庫支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1488万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億6829万8000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1488万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億6829万8000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が93万8000円の増、一般財源が1395万円の増となっております。

続きまして、5ページでございます。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより1664万9000円の追加、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより173万9000円を減額するものでございます。

次に、6ページでございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては96万円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。7款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、新国保制度に対応するシステム改修等に係る国庫補助金等93万8000円の追加でございます。

次に、9ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、新国保制度に対応するシステムプログラム負担金93万8000円の追加、2目、広域連合負担金につきましては、広域連合分賦金の見込みにより688万9000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金につきましては、国保税の増加及び後志広域連合負担金の減額等に伴い2083万9000円を国保財政調整基金に積み立てるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ364万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6973万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第4号、平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金、3款、繰入金及び6款、町債を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計364万6000円を減額し、補正後の歳入合計額を3億6973万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費及び2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計364万6000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億6973万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。配水管整備事業仁木地区の事業費の確定に伴い、起債限度額を10万円減額し、補正後の限度額を8420万円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が8万6000円の減、地方債が10万円の減、一般財源が346万円の減となっております。

次に、7ページでございます。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生

費国庫補助金につきましては、配水管整備事業仁木地区の事業費の確定により8万6000円を減額するものでございます。

次に、8ページでございます。3款．繰入金、1項．1目．一般会計繰入金につきましては346万円を減額するものでございます。

次に、9ページでございます。6款．1項．1目．町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおり10万円を減額するものでございます。

次に、11ページでございます。歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、2目．維持管理費58万6000円の減額につきましては、すべて執行残によるものでございます。

次に、12ページでございます。2款．1項．施設費、2目．施設整備事業費306万円の減額につきましては、配水管整備事業の執行残によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 行政と予算案の大綱等

平成29年度仁木町行政と予算案の大綱

平成29年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第10、行政と予算案の大綱等『平成29年度仁木町行政と予算案の大綱』、『平成29年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、『平成29年度仁木町行政と予算案の大綱について』発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成29年度仁木町行政と予算案の大綱。町政執行について。平成29年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成29年度の行政と予算案の大綱について申し上げます。私は平成25年5月に、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、仁木町長として町政の執行を担わせていただきました。この4年間、議会議員各位をはじめ、町民の皆さま、そして関係機関の方々に温かいご理解とご協力を賜り町長としての今任期を全うできますことを、心から厚くお礼申し上げる次第であります。今日、北海道新幹線や高規格道路の建設など、インフラ整備が加速的に進められる中、本町におきましても人や物の流れ

が生じることを好機と捉え、考えられる事業を積極的に発信していくことが求められます。また、ワインツーリズムなど、本町の特性を活かし、活力ある地域づくりを様々な方々と連携し、本町の発展と地域の活性化を推進していかなければならないと考えております。それでは、平成29年度仁木町一般会計をはじめ、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくにあたり、本年度の行政と予算案の大綱について申し上げます。

我が国の経済は、アベノミクスの取組みの下、雇用・所得環境の改善に見られるように好循環が広がりつつある中で、海外経済の弱さや資源価格の低下等の動きが落ちついたことなどにより、企業の業況感も改善を見せ、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いております。しかし、企業の設備投資や個人消費などの支出面や地方経済への波及は、まだ十分でない経済環境にあります。このような状況下において、平成29年度には、一億総活躍社会の実現を目指し、アベノミクスの第2ステージ「新三本の矢」の着実な推進を図るため、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいくこととされています。国の平成29年度一般会計の予算総額は、高齢化に伴い年金や医療などの社会保障費の増大により、前年度当初予算対比0.8%増の97兆4547億円と、5年連続で過去最大を更新しております。歳入では、税収は前年度対比0.2%増の57兆7120億円と8年連続の増収を見込んでおり、税目別では、所得税及び消費税で減収を見込む一方、法人税で増収を見込み、税外収入は外国為替資金特別会計の剰余金見込みの全額を一般会計に繰り入れるなどして歳入の確保を行っております。歳入不足を補う新規国債の発行額は0.2%減の34兆3698億円となり、公債依存度は35.3%と0.3p t改善されております。一方、歳出では、国債の利払いや償還に充てる国債費は836億円減の23兆5285億円と金利低下の影響を反映させ低く抑え、国債費を除いた政策向け経費は1.1%増の73兆9262億円となり、その4割強を占める社会保障費は、過去最大の32兆4735億円となっております。地方財政対策では、地方財政計画の歳入・歳出規模は86兆6100億円、前年度対比1.0%の増、公債費を除く政策的経費であります地方一般歳出は、70兆6300億円となっております。地方交付税につきましては、地方団体に配分する出口ベースで16兆3298億円と5年連続で前年度を下回っておりますが、これに地方税、地方譲与税、地方債等を加えた地方一般財源総額は、前年度対比0.7%増の62兆803億円と前年度を上回る額が確保されております。また、地方公共団体の公共施設の老朽化対策の本格化に対応するため、「公共施設等適正管理推進事業費」を創設し、3500億円を盛り込み、地方創生に向けた地方版総合戦略に基づき各自治体の移住促進事業などを進める「まち・ひと・しごと創生事業費」は、前年度と同額の1兆円を維持するなど、地方の活性化を後押しする予算となっております。

本町の財政状況は、地方交付税の安定確保や徹底した行財政改革の効果が現れ、実質単年度収支は、平成20年度以降、8年連続の黒字となり、更に、平成27年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、数値的には年々改善が図られてきております。しかしながら、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるという財政基盤の弱さは、今後も財政運営上の大きな懸念要因となっております。このような財政状況の中、本町を取り巻く環境を見ますと、少子高齢化や人口減少が進み、基幹産業である農業も高齢化や後継者不足など、極めて厳しい状況が続いております。人口減少の克服や農業振興をはじめとする地方創生の取組みは、優先的に取り組む喫緊の課題であります。仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下「総合戦略」という。）及び第5期仁木町総合計画に掲げた事業

の着実な推進を図るとともに、町民の福祉の向上のために必要な政策の選択や効率化を図り、町民と議会、行政が一体となって、更なる行財政改革を進めていく必要がありますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年度予算について。平成29年度の予算編成につきましては、本年4月に町長選挙が執行されますので、新規の政策予算を極力抑える、いわゆる骨格予算として編成しております。一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は給与所得などの伸びにより増収になると見込み、固定資産税、法人町民税、軽自動車税につきましても微増を見込んでおり、市町村たばこ税を合わせた町税全体では、前年度対比796万円増の2億7550万円を予算計上しています。地方交付税につきましては、地域経済・雇用対策費で前年度に比べて大きく減少しております。更に、個別算定経費の減少に伴い、普通交付税で16億6000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比2000万円減の17億8500万円を見込んでおります。地方債につきましては、新おたる農業協同組合が実施するミニトマト集出荷選果施設整備事業に対する補助金として、5億円を計上しているほか、橋りょう長寿命化事業や過疎対策事業債ソフト分、臨時財政対策債など、合わせて7億5080万円を計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にありますが、前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上をしたところであります。乳幼児医療費助成事業、小中学校特別支援員拡充などの総合戦略や子育て関連事業等につきましては、ふるさと振興基金1437万1000円を活用し、事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金5796万5000円を取り崩し、繰り入れを行っております。一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援、地域振興など、総合戦略の推進に重点を置いた予算編成を行ったところであります。

予算規模。一般会計、総額38億967万1000円、前年度対比3億7001万1000円、10.8%の増。国民健康保険事業特別会計、総額2億3651万8000円、前年度対比1114万7000円、4.5%の減。簡易水道事業特別会計、総額2億8880万3000円、前年度対比8464万5000円、22.7%の減。後期高齢者医療特別会計、総額6420万4000円、前年度対比168万2000円、2.7%の増。4会計予算の合計は総額43億9919万6000円となり、前年度対比で2億7590万1000円、6.7%の増となっております。

平成29年度の施策について。安心～誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり～、住民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人々が家庭や地域の中で自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる福祉社会（ノーマライゼーション）の実現に努めてまいります。

障がい者への支援につきましては、昨年4月に施行された障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、地域の実情に応じた地域生活支援事業を市町村が提供することとなっております。北後志5町村の基幹相談支援センターとなっている「北しりべし圏域総合支援センター」や「障がい者相談支援センターにき」と連携を図りながら、障がいを抱える方々の相談業務や家庭訪問、障害福祉サービスの利用計画作成など必要な支援を行うとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。また、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより、判断能力が十分で

はない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度による法的保護・支援をしております。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと子育て世代の経済的な支援の充実を引き続き図ってまいります。社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として通常保育に加え、英語学習やダンス、手話など、子どもたちの情操教育や、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりを実施し、障がいのある児童の保育にも取り組んでおります。今後も引き続き、連携を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。更に、同法人が開設している地域子育て支援拠点「おおきな木」は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的として、地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などを実施しておりますので、引き続き必要な支援を行ってまいります。同じく児童養護施設桜ヶ丘学園において、本年度も一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができる、仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。大江、銀山の両へき地保育所の運営管理につきましては、各へき地保育所父母会を指定管理者として、引き続き効率的な運営を行い、いずれの保育所も地域に根ざした保育所として特性を生かし、必要な保育サービスを提供してまいります。ひとり親家庭に対する支援では、子育て支援推進事業を継続し、保育奨励金を支給してまいります。放課後児童健全育成事業におきましても、放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に引き続き開設し、昼間保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の出産に対して出産祝金贈呈事業を昨年度に引き続き実施してまいります。

高齢者の集いの場や地域における交流の拠点として利用いただいている、仁木町高齢者福祉施設（いきいき88）、大江コミュニティセンター、然別生活館、銀山老人憩の家につきましても、指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。

地域福祉の推進につきましては、住民福祉の向上のため地域の実情に応じた様々な事業を担っている仁木町社会福祉協議会、各町内会や民生委員児童委員と連携を密にしながら、生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活を見守り、支えていく取組みを進めてまいります。

介護保険の基本理念は「自立支援」にあります。第6期後志広域連合介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を推進することが示されております。本町では、平成27年度から地域包括ケアシステムの実現のための有効な手法であります地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討を通じて、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握などを進めてまいりましたが、本年度は更に地域づくり・資源開発の検討へステップアップを図ってまいります。また、認知症施策の推進につきましては、平成30年度から実施予定の認知症初期集中支援チームの設置に向けて、昨年度町内の内科医に認知症サポート医養成研修を受講していただきましたので、その他必要な専門職の確保を図り、支援チームの体制づくりを進めてまいります。介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、全ての市町村において平成30年4月までに実施することとされている中、本町では本年4月から実施いたします。実施当初は、予防給付からの円滑な移行を図るため、訪問型サービス・通所型サービスとも、現行の介護予防給付の基準で実施し、段階的に多様なサービスを追加する予定であります。町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましても、対象となる高齢者が利

用できるように、引き続き社会福祉協議会及び関係団体と連携を図りながら、積極的に実施してまいります。また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため「ふまねっと運動」等により介護予防講習会を開催してまいります。更に、閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になる恐れのある二次予防事業対象者の把握に努め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう推進してまいります。予防給付事業では、要介護認定により要支援の認定を受けた被保険者が要介護状態へと悪化しないよう、介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成するなど、日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。また、社会福祉法人仁木福祉会が計画しております施設整備計画につきましては、実施内容や実施時期等を事業主体である同法人と協議してまいります。

第2期仁木町健康づくり計画は、町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点を置いた項目を定め、推進しているところであります。町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導や健康運動指導士による健康運動教室に加え、本年度も引き続き町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話を開催し、町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では、引き続き総合戦略により、不妊に悩む家庭に対して北海道で実施している北海道特定不妊治療費助成事業を補完する不妊治療に対する助成を実施いたします。また、妊婦検診、乳幼児健診、離乳食教室及び母子栄養食品の支給、助産師等の専門的な職務を活用した母親学級、ベビーマッサージ教室、訪問活動を引き続き実施するとともに、切れ目ない妊娠、出産、子育てに関する相談の強化を図ってまいります。特に、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による発達相談を年3回から月1回の実施に拡大いたします。精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、本年度も社会復帰学級を開催してまいります。予防事業では、予防接種法に基づくBCG、四種混合、日本脳炎など乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する助成を引き続き実施してまいります。その他、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を引き続き実施してまいります。北海道医療給付事業であります重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療給付につきましては、乳幼児等医療費助成を総合戦略により、対象を中学生までの入通院に拡大し、引き続き実施するほか、それぞれの給付制度に町単独給付を上乗せし、実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら実施しているところですが、ここ数年医療費が減少傾向となり、後志広域連合負担金も減少していることから、税率の見直しを行い、中間所得層の負担軽減を図ってまいります。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方が北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、医療の給付を受ける制度です。町では、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対しまして、引き続き被保険者の健康増進を支援する特定健診や短期人間ドック事業を実施してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医

療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、当面の課題であります小児科及び周産期医療体制の確保につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」において、引き続き小樽協会病院の産婦人科医師の確保に努めるとともに、周産期医療体制に向けた同病院の婦人科診療及び妊婦健診に関わる財政支援を行ってまいります。

町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることは、行政の使命であります。災害を未然に防ぐ対策や迅速な消防活動及び救急救助体制につきましては、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携を強化しながら、充実を図ってまいります。仁木支署職員は、救急救命士5名を含む16名体制となっており、消防学校での講習、余市協会病院や札幌医大病院での実習などに参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めてまいります。また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をヘリポートとして、ドクターヘリの運用も引き続き実施してまいります。消防車両の状況につきましては、高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型ポンプ付積載車は仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢及び尾根内の地区に各1台配備されており、有事に備えております。地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動している仁木消防団につきましては、本年2月1日現在の団員数が男性84名、女性15名の合計99名の実員体制となっております。消防団と仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて、教育訓練や演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めてまいります。災害時における迅速な対応を図るため、避難行動要支援者の台帳作成や個別支援計画の策定、地域支援者の選定なども引き続き行ってまいります。水防設備の状況につきましては、大雨により余市川樋門が閉じられた場合の防災対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式の大型排水ポンプ5台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。地震・台風などの自然災害や福島原発事故を受け、国や北海道が原子力防災計画の見直しを進める中、引き続き原子力防災計画等に関わる地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、北海道から交付される原子力防災対策費補助金を活用し、災害発生時に使用する投光機やカセットガス発電機などの防災資機材の購入や非常食の備蓄整備を行ってまいります。自然災害に関する情報につきましては、必要に応じて防災無線により気象情報をお伝えするとともに、原子力災害に関する情報につきましては、ホームページなどで空間放射線量の測定結果を引き続きお知らせいたします。仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、引き続き取り組むこととし、町民の災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。今後におきましても、国、北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、原子力災害を含めた防災対策を進めてまいります。

交通安全の推進につきましては、平成24年3月29日から続いております交通死亡事故ゼロの日が、昨年11月22日で1700日を達成しております。また、昨年1年間における本町での人身事故は発生件数が5件（前年5件）、死者数0人（同0人）、負傷者数10人（同6人）の状況にありました。今後におきましても、当面の目標であります交通死亡事故ゼロの日1900日（平成29年6月10日）の達成に向けまして、関係機関と連携を密にし、交通事故の根絶を図り、交通安全に関する教育・普及啓発活動、地域・職域運動及び期別運動、更には、交通安全施設の整備充実に取り組むとともに、将来を担う子どもたちを悲惨な交通事故から守るため、チャイルドシート購入に対する助成を引き続き行ってまいります。また、各町内会で管理しております街路灯につきましては、近年、水銀灯等から消費電力が少ない発光ダイオード灯（LED灯）への取替えが進み、電気料金を削減しているところであります。更なる普及を図り、町内会の街路灯に係

る電気料金負担を軽減するため、引き続き仁木町街路灯設置費等補助金交付規則に基づき、補助を行ってまいります。

学び～心豊かに学び育むまちづくり～、教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、町長を議長とした総合教育会議において、教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などを協議し、教育委員会・関係機関と意思疎通を図りながら、総合戦略における施策をはじめ、教育行政のより一層の推進を図ってまいります。

潤い～やすらぎと潤いのあるまちづくり～、生活や産業の基盤であります道路・水道の整備及び適切な維持管理、河川の適切な維持管理などを通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。高規格道路の倶知安余市道路につきましては、北海道開発局の直轄事業として行われており、本年度は余市インターチェンジから倶知安インターチェンジ（仮称）間で順次、道路設計、調査測量及び一部工事が行われる予定になっております。また、北海道新幹線につきましても、尾根内地区の二ツ森トンネルで工事用斜坑トンネル掘削が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において開始される予定となっております。今後におきましても、両事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

道路整備事業につきましては、昨年度に調査測量設計を終えました西町3丁目の町道西光線・西光2号線・西光3号線の改良舗装工事（延長330m）を実施してまいります。また、町道種川線交差点改良（巻込み半径の変更）につきましては、調査設計・用地確定測量及び工事を単年度事業として実施してまいります。橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい漁別橋の補修工事（2年目）を引き続き実施するとともに、然別橋の補修工事（1年目）に着手いたします。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り及び路面補修などを実施してまいります。また、老朽化が著しい町道仁木駅前線道路附属物（照明灯8基）の補修工事（2年目）を引き続き実施し、本年度完了の予定であります。除雪事業につきましては、冬季間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長90km（車道130路線、歩道9路線）を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務につきましても、一層の充実を図ってまいります。また、平成13年度に購入した除雪ロータリにつきましては、老朽化が著しいことから、更新を図ってまいります。個人が管理する私有道路等につきましても、除排雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、砂利上げなど河床整理や河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。

町営住宅事業につきましては、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づく改修事業が一段落し、今後も適切な維持管理に努めてまいります。なお、本年度も、年次計画に基づく火災警報機及びガス警報器の更新を進めてまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であります。生活バスの運行は、通学や通院、買い物など、交通弱者の日常生活に必要不可欠なものであり、本年度も引き続き、尾根内・余市間の運行をバス事業者に要請し、経費の助成を行って路線を維持してまいります。また、銀山線に代わる銀山地区の移動手段として、小型車両による予約制の交通について検討するために、昨年度に引き続き実証運行を行ってまいります。

水道事業につきましては、引き続き、配水管整備事業を進めてまいります。本年度は、南町6丁目から

西町11丁目までの国道5号沿い水道本管布設工事（延長30m）及びJR委託工事による国道5号仁木跨線橋添架管布設工事（延長38m）を実施し、平成26年度から進めてまいりました本事業は完了の予定であります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

近年、ライフスタイルや生活形態の変化により、ごみの種類が多種多様化して環境への負担が大きくなっております。家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましては、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて焼却を行い、「燃やせないごみ」につきましては、回収後再分別をして仁木町クリーンセンターに埋め立てております。町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理がなされ、ごみの減量化が進み、仁木町クリーンセンターの延命化が図られているところでありますが、今後におきましても、更なるごみの減量化と各種資源ごみリサイクルの啓発を行い、町民意識の向上を図るとともに、仁木町クリーンセンターの延命化に努めてまいります。また、平成15年度に購入したごみ収集運搬車につきましては、老朽化が著しいことから、更新を図ってまいります。粗大ごみの収集につきましては、本年度も仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために2回実施してまいります。

環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、平成26年度から実施している町内の個人設置・個人管理によるし尿汚水と雑排水処理を行う合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、余市町、赤井川村とともに例年5月に実施しております余市川クリーンアップ作戦を引き続き実施し水質保全に努めてまいります。

活力～豊かで活力あるまちづくり～、昨年の仁木町農業を振り返ってみますと、生育の面では、春先から8月にかけて一時的な天候不良はあったものの、平年以上の日照時間が確保され、順調に推移していましたが、8月に入り、度重なる台風の接近、10月には低気圧がもたらした強風により農作物の品質低下、農業施設被害が発生しました。品目別で見ますと、水稻につきましては、作況指数が101で平年並み、米の価格は前年と比較し若干回復はいたしましたが、依然として消費者の米離れが進む中、厳しい見通しとなっております。トマトにつきましては、9月以降の数量激減等により販売額は前年より1割程度下回りましたが、高い収益性と日本有数の産地としての地位は確保しているものと考えております。農業を取り巻く環境では、イギリスのEU（欧州連合）離脱、アメリカのトランプ大統領によるTPP（環太平洋経済連携協定）離脱表明など、世界の経済情勢が大きく変化した1年であり、目まぐるしく変化する状況に関連して予断を許さない状況にあります。国内においても、平成30年度から米の生産数量目標配分の見直し、直接支払い交付金の廃止など、稲作政策が大きな転機を迎えようとしております。今後もこれらの動向を注意深く見守ってまいります。

本町の農業は地域の基幹産業として経済や雇用に大きな役割を担っており、将来に向けても、こうした役割を果たしていくことができるよう、町として、新規就農者をはじめとした多様な担い手の育成・確保や農業生産基盤の整備に努め、生産力の強化を図るとともに、本町の特色ある農産物や気象条件を活かした6次産業化による付加価値の創出に向け、取組みを推進しているところであります。総合戦略に位置付け、余市町と連携して進めております「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」につきましては、現在2軒のワイナリーが醸造を開始しているほか、4軒のワイナリー予定者が醸造に向けて圃場の整備を行っております。今後におきましても、引き続きワインツーリズムの確立に向け支援を行ってまいります。豊かで活力ある本町農業の実現に向け、「ミニトマト」、「サクランボ」、「ブドウ」、「水稻」など、本町の誇る農産物を武器に、農業者、関係機関はもとより多様な企業とも連携し、国や北海道の支援制度を有効に

活用しながら強い農業づくりに邁進してまいります。農業振興対策についてであります。全国有数の産地へと発展した本町の「ミニトマト」は、その品質の高さとトレンドに応じた多様な品種構成などが高く評価され、全国の市場や量販店からの要請の下、毎年、作付けが拡大されております。担い手の高齢化や労働力不足が進んでいる中、消費者や実需者からのニーズに応え、産地としてより発展していくために、新おたる農業協同組合が実施する集出荷選果施設の建設に対し、事業費を補助してまいります。生食用ぶどう産地確立支援事業につきましては、平成27年度から本年度までの3か年事業とし、生食用ぶどうの産地確立を目的に、有利販売が期待される中粒品種「シャインマスカット」、「陽峰」の導入に取り組む生産者を支援するため、苗木の購入に対し3分の1以内で補助してまいります。桜桃結実促進事業につきましては、桜桃交配用ミツバチの偏在化を回避するため、新おたる農業協同組合が実施する調整用巣箱の設置に要する経費に対し、2分の1以内で補助してまいります。ブランド産地確立事業につきましては、従来から行っております仁木町産農産物のPR活動への支援、海外輸出や販売チャンネル拡大への支援、各イベントでのトップセールスに加え、農産物の高付加価値化や仁木町ブランドの一層の浸透に向け、大手菓子メーカーや流通メーカーなど連携の下、取組みを強化してまいります。地力増進対策事業については、収益性の高い農業を確立するため、土づくりのための堆肥・発酵促進剤の導入に対する助成を昨年度と同様に行ってまいります。農業基盤整備促進事業につきましては、本年度から平成31年度までの3か年事業とし、低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など簡易な基盤整備事業工事に対し、支援を行ってまいります。余市川流域に設置されている5つの頭首工については、設置後40年以上を経過し、老朽化が著しく、倒壊の危険があるため、余市川土地改良区が行う改修事業に対し支援を行ってまいります。本年度は大江、仁木、長沢頭首工の実施設計と余市川第2地区の事業計画策定に助成を行ってまいります。有害鳥獣駆除対策につきましては、仁木町鳥獣被害対策実施隊を中心に、北海道猟友会仁木支部や関係機関と一体となり、ヒグマやエゾシカなど有害鳥獣の駆除を実施しておりますが、猟友会会員も高齢化となり、今後、増えると予想される有害鳥獣に対応するために、引き続き若い世代への狩猟免許取得に対する支援に取り組んでまいります。これからも戦い抜ける仁木町農業の実現に向け、農業者の皆さまと力を合わせ、全力で取り組んでまいります。

町が保有する土地のうち、事業用地として利用が見込まれない遊休町有地につきましては、民間等への売却や賃貸に向け取組みを行っているところであり、町広報紙やホームページなどを活用し情報発信を行うとともに、価格設定等売買に向けた諸準備を進めてまいります。また、町が所有しております山林につきましても、既に伐期を迎えている町有林が多いことから、計画的に伐採、植栽を行い、下刈りを実施することにより、水源の涵養機能や生物の多様性の保全を図ってまいります。

道内の経済状況は緩やかに持ち直しておりますが、町内の商工業者は引き続き厳しい経営環境に置かれています。町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も継続してまいります。企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例を活用し、小規模な企業の誘致も進めてまいります。地域おこし協力隊につきましては、新たな分野での隊員も募集し、活動を支援するよう関係機関と調整しながら取り組んでまいります。

仁木町観光管理センターは、果樹観光農家の組織化や観光農園と直売店の相互調整、観光情報の発信等、

公の施設としての役割を担っております。引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めてまいります。なお、観光管理センターのあり方等、今後の方向性につきましては、引き続き関係機関・団体と協議を進めてまいります。観光農業の拠点施設であるフルーツパークにきは、オープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るとともに、中長期的な視点からの施設のあり方を引き続き検討・協議してまいります。

「さくらんぼフェスティバル」や「うまいもんじゃ祭り」などの各種イベントにつきましては、引き続き実行委員会をはじめ、関係者皆さま方にご理解とご協力をいただきながら、効果的な観光イベントとなるよう実施してまいります。また、イメージキャラクターや観光PRなどの観光振興事業、業務推進に係る観光協会に対する助成につきましても継続して行うとともに、本年度は本町の概要や観光情報を掲載し、各種PR活動や来町者への説明にも使用できるパンフレットを作成してまいります。更に、本町の特産品のPRを野球界及び空手界において、第一線でご活躍されている「にき果実とやすらぎの里大使」であります井口氏、岩本氏の両氏によりまして、本町の魅力を情報発信していただき、認知度及びイメージの向上を図っていただけるよう、要請してまいります。

スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場であるふれあい遊トピア公園は、町民の皆さまをはじめ、多くの方々の利用により賑わっております。民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による運営を行ってまいります。

昨年度は8000万円余りの寄附を見込むふさと納税につきましては、本年度も寄附者に対するの感謝の意を表するため、関係機関・団体のご協力をいただきながら、返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

協同～持続可能な行財政運営と協働のまちづくり～、本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。また、急速な少子高齢化や人口減少が続いている中、地方分権型社会に対応した広域行政及び持続可能な地域づくりを推進していくためにも、北海道及び周辺市町村との役割分担を明確にしながら相互の連携をより一層強め、地域の特色や実情に応じた取組みに努めてまいります。

心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを推進していくために、まちづくり協働事業助成や、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員等への活動補助も継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりが進む中、今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されます。町広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での行政情報及び地域情報の発信を積極的に行い広聴機能の充実を図り、行政情報等の共有化に努めてまいります。また、地方分権の一層の進展により、地域における総合的な行政主体として高度化・多様化する住民ニーズに対応し、身近な行政サービスを提供するという町の役割が高まる中、職員の勤務実績並びに能力及び適性などを正確に評価・把握し、管理監督者及び職員の課題解決能力など資質の向上と組織全体の士気高揚を図るために、人事評価制度の評価精度の向上に努め、検証・運用を図ってまいります。

結び。以上、平成29年度の行政と予算案の大綱を申し述べさせていただきましたが、総合戦略や第5期仁木町総合計画に盛り込まれた計画事業等、行政の継続性に対応する必要がある経費につきましては、当

初予算に計上させていただいておりますことを、ご理解いただきたいと存じます。私に残された任期はあと2か月余りとなりましたが、「果実とやすらぎの里仁木町」を実現するため、議員の皆さま、そして町民の皆さま一人ひとりが町づくりに積極的に参加され、我が町が更なる発展を続けるよう、より一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で、仁木町行政と予算案の大綱とさせていただきます。

○議長（横関一雄）次に、『平成29年度仁木町教育行政執行方針』について発言を許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）平成29年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまをはじめ、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成28年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心より感謝とお礼を申し上げます。さて、平成27年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、新しい教育委員会制度がスタートいたしました。首長が招集する総合教育会議におきましては、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めた「仁木町教育大綱」が策定され、教育委員会の権限に属する事務につきましては、町長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の課題やあるべき姿を共有し、効果的な教育行政を進めるべく協議を重ね、教育委員会が管理、執行してまいりました。平成29年度の教育行政執行方針を策定するにあたり、「仁木町に生まれて良かった。育てて良かった」と誰もが思える町にするため、町の最上位計画であります第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」の一層の連携のもと、取組みの方向と具体的な施策を定めました。皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。はじめに学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。平成24年度から小中学校完全実施となりました学習指導要領におきましても、「生きる力」を育むという理念の下、基礎的基本的な知識技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成を目指す学校教育の推進が図られているところであります。本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤にしなが、防災教育も含め全ての分野で一層の充実を図るため、6つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「心を育む教育の実践」であります。心の育成に必要なことは、相手とよく話し合い、理解しようとすることであり、その第一歩が「あいさつ」であります。「あいさつの励行」につきましては、教育委員会や学校において積極的に取組み、元気に相手の目を見てあいさつができる児童生徒が増えてまいりました。本年度も引き続き、誰に対しても気持ちが伝わる心のこもったあいさつができるよう、「あいさつの励行」を継続してまいります。近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増えつつあることから、学校における道徳教育や体験学習、更には読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るとともに、学校教育と生涯学習を連携させた「ふるさと学習」を推進してまいります。このほか、本年度で60回を迎える音楽交歓会の開催や中学2年生を対象とした宿泊研修時における演劇等鑑賞経費の一部助成を引き続き実施し、「豊かな心」の育成を

図ってまいります。生徒指導につきましては、近年、全国で痛ましい事件が起こり大きな社会問題となっているいじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、仁木町子どものいじめ防止条例に基づき、町、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が一体となり、いじめの根絶に向けた取組みを進めてまいります。児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの継続配置を北海道教育委員会へ要望してまいります。情報モラル教育につきましては、インターネットやLINE（ライン）などのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、保護者、学校及び校種間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用し、指導、啓発を行ってまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力の向上」であります。社会で生きる実践的な力を身につけるためには、基礎的基本的な知識技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的に課題解決する力を向上させる必要があります。このため、教職員一人ひとりが学習指導要領の趣旨を十分に理解し、指導力を高め、授業に反映していくことはもとより、教育委員会といたしましても、側面からサポートしていくことが重要であると考え、小学校における各学年教科単元テスト用ワークブック及び中学校における学力テスト問題用紙に係る費用負担、更には小中学校における日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金の軽減を引き続き実施してまいります。全国学力・学習状況調査の結果から、知識的な学力は定着傾向にありますが、活用的な学力につきましては底上げが必要であると受け止めております。児童生徒数の少なさを生かした、きめ細かな指導の充実やイベント等を通じた地域協働による学びの充実、家庭学習の習慣化、小中学校における連携を強化した組織づくりなど、学ぶ喜びを広げる取組みを一層進めてまいります。学習姿勢や整理整頓も学力向上につながるものと考え、正しい姿勢で学習する「立腰」や勉強道具、身の回りの整理整頓を心がける取組みの定着を図ってまいります。また、義務教育の9年間を通して一貫した教育を行う「小中一貫教育」や「小中併置校」につきましては、昨年11月に小中併置実践校であります函館市立鱒川小中学校などを視察してまいりました。小中併置校には、個人の特性に応じた教育を9年間継続できることや小学校から中学校への進学に際し環境について行けず、落ち込み自信をなくしてしまう「中1ギャップ」が起きにくいこと、中学校の教職員が小学校の授業に参加できるなどのメリットがある反面、児童生徒間の上下関係が希薄化になりがちであるなどのデメリットもあり、今後の参考となる有意義な視察でありました。本年度におきましても、先進校への視察を実施するなど、引き続き調査研究を進めてまいります。ICT（情報推進技術）の活用につきましては、全ての小中学校の普通学級に配置した実物投影機により、今後もわかりやすい授業を実施してまいります。ALT（外国語指導助手）の活用につきましては、小中学校での外国語教育や町民の皆さまを対象とした英会話教室を開催してまいります。また、平成32年度からの小学校における英語教科化やグローバルな人材の育成に向け、ALTの複数配置につきまして調査研究を進めてまいります。学力向上支援員につきましては、これまで実施してきた複数の教職員が協力して授業を行うTT指導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など、学力向上に対する方策に加え、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行うため、本年度から「学校力向上支援員」に名称を変更し、町独自の予算で小学校と中学校に配置してまいります。特別支援教育支援員につきましても引き続き町独自の予算で配置し、教育的配慮が必要な児童

生徒に対し、個々に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。また、仁木町特別支援教育連携協議会につきましては、支援を必要とする幼児及び児童生徒に係るケース会議を複数回開催し、早期の教育的配慮や学校、関係団体間の連携強化に一定の成果を上げております。引き続き早期の実態把握に努め、適切な相談、支援体制の充実を図ってまいります。

重点の3つ目は、「健やかな体の育成」であります。健やかな体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わってまいります。銀山小学校及び銀山中学校では、北海道教育委員会による「どさん子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、今後多様な運動や競技会等への参加促進に努めてまいります。文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、総体的に柔軟性や反復運動系に課題が見受けられているため、小中学校及びスポーツ少年団等と連携を図り、課題解決に向けた取組みを進めてまいります。中学校で行われている武道（剣道）の授業につきましては、地域指導者の協力をいただき、引き続き進めてまいります。薬物乱用防止教育につきましては、関係機関と連携した取組みにより、危険性について積極的に児童生徒へ広めてまいります。健康な歯を守るための対策につきましては、国が提唱している「8020運動」の一環として、小中学校で実施しております「フッ化物洗口」を本年度も継続してまいります。

重点の4つ目は、「信頼される学校づくり」であります。これまでの取組みを更に進めるため、保護者アンケートや小中学校の学校評価を行い、アンケート結果や学校の改善方法などを、積極的に公表し、保護者や地域住民に対して情報提供と説明責任を果たす取組みを進めてまいります。また、学校職員評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取組みの促進やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底等、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図り、「託す安心の広がり」を創り出すことを重点に取組みを進めてまいります。居心地のよい学び舎づくりの推進につきましては、児童生徒が学び生活する学校は、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければならないと考えます。各小中学校とも築20年以上を経過していることから、補修が必要となる箇所の計画的な営繕を実施し、快適な学習環境への整備を図ってまいります。

重点の5つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。全国的な防災意識の高まりから、小中学校における各種災害対応マニュアルの整備、地震や原子力災害を想定した避難訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機対応能力を育てる指導、交通安全意識の高揚を図る指導、教育の充実に努めてまいります。また、両中学校につきましては、地域防災拠点として位置付けられているため、町と連携を図りながら計画的な施設整備に努めてまいります。児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、昨年4月に仁木町通学路安全推進会議を設置し、交通安全プログラムを策定いたしました。また、11月に小樽開発建設部、北海道小樽建設管理部、余市警察署、関係学校及び町建設課立会いのもと、危険箇所を確認する通学路の合同点検を実施し、点検結果を町ホームページにおいて公表するなど、啓発活動も実施しております。本年度におきましても会議を適宜開催し、引き続き通学路の安全確保に努めてまいります。また、スクールバス運行や「子ども100番協力の家」の依頼等、児童生徒を見守る体制を継続してまいります。

重点の6つ目は、「学校給食の充実」であります。食に関する指導につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭により、計画的、系統的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。小中学校におきましては、保健計画に基づく食育の指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、「早寝早

起き朝ごはん運動」を推進していくことが重要であることから、本年度も栄養教諭を中心に、自ら健康管理ができる力を育む食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさも大切なことと考え、「果実の里」にふさわしい果物等の地場産品の活用と安全、安心で栄養豊かな給食の提供を継続してまいります。食中毒予防・感染症対策につきましては、衛生管理の徹底やインフルエンザ、ノロウイルス等、感染症予防対策の充実が重要課題となっていることから、積極的な情報収集と適切な情報提供に努め、学校、家庭等と連携した予防対策を進めてまいります。児童生徒の学校給食摂取基準の確保や献立の工夫、改善など、今後とも、当調理場の円滑な運営と徹底した衛生管理により、安心・安全な学校給食を提供するよう努めてまいります。なお、昨年度から本町の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」により、子育て世代の経済的支援の一環として、学校給食費の負担軽減措置が講じられているところであり、本年度も引き続き実施されることとなっております。

以上、学校教育の6つの重点と具体的な取組みにつきまして申し上げます。

続きまして、生涯学習について申し上げます。生涯学習につきましては4つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「第7期仁木町社会教育中期計画5年次目の事業推進と第8期仁木町社会教育中期計画の策定」であります。第7期仁木町社会科教育中期計画5年次目の事業推進につきましては、「読書習慣の定着」、「子どもの体験活動の充実」及び「活動参画機会の拡充」の3つを中心に取組みを進めてまいります。「読書習慣の定着」につきましては、早い時期からの取組みが必要であることから、乳幼児健診の機会を活用して、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業と地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を実施してまいります。「子どもの体験活動の充実」につきましては、昨年6月、町と地域連携包括協定を締結いたしました株式会社もりもとや民間企業、町内社会教育関係団体の協力をいただき、一年を通して継続的に職業体験や各種教室を開催し、「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを育む「子ども体験塾」を実施してまいります。「活動参画機会の拡充」につきましては、やすらぎ大学や女性のつどいを開催するとともに、地区学級や地域の各種イベント等の活動支援を行ってまいります。第8期仁木町社会教育中期計画の策定につきましては、現在推進中の第7期計画が最終年次となることから、これを総括し、関係各方面からの検討を踏まえ、新たに平成30年度から平成34年度までの5か年計画を策定してまいります。

重点の2つ目は、「文化活動の推進」であります。文化活動はゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、必要不可欠なものであります。地域に根ざした文化活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と協力し、文化芸術に触れる機会の拡充に努めてまいります。文化財の保護・活用につきましては、引き続き町内文化財の調査、保護活動を進め、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるとともに、学習教材として学校授業での活用を図り、「郷土を愛する心」を育む「ふるさと学習」を推進するなど、文化財を理解し親しみ、保護していかうとする意識の啓発に努めてまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の推進・充実」であります。スポーツは人格の形成や体力向上、健康長寿の礎であり、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成に貢献するものであります。町民皆スポーツを推進していくため、教育委員会ニュース等による各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報の提供や体育協会、スポーツ少年団、银山総合型地域スポーツクラブ等への活動支援による各種事業の充実、スポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動への積極的な関与や

参加機会の拡充に努めてまいります。また、各種スポーツ団体の協力による少年スポーツ教室の開催等、スポーツ活動を通じた世代間の交流も図ってまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の有効利用」であります。本町の社会教育施設には、仁木町民センターや仁木町民センター・図書室等の文化施設と仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場等の体育施設があり、各施設とも町内外から多くの皆さまにご利用いただいております。仁木町民センターにつきましては、町民の皆さまの交流の場として、また、生涯学習の拠点施設、管内的な集会施設として適切な管理運営に努めてまいります。仁木町民センター・図書室につきましては、北海道立図書館等の指導をいただきながら、引き続き計画的な図書購入、蔵書の整理による読書環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、町民の皆さまの「心やすらぐ空間」としての学習機能の充実を図るとともに「行きたい」、「読みたい」という欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。また、より多くの皆さまに利用していただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放を継続してまいります。なお、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第4条におきまして、地方公共団体の責務として、温室効果ガス排出の抑制等のための施策を推進することが定められていることから、利用頻度の高い仁木町民センター・交流ホール及び図書室照明の一部をLED照明に取り替え、電気使用量や二酸化炭素排出量の削減等、省エネ・エコ対策を推進してまいります。仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、多くの皆さまにご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。なお、仁木町民スキー場につきましては、夜間開設を火曜日、水曜日及び木曜日を除く開設とし効率的な運営を図るとともに、現在の開設期間及び時間の実態に合わせ、各種シーズン券の使用料金額を引き下げてまいります。

以上、平成29年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。子どもから高齢者まで、町民の皆さまが「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまをはじめ、教育関係機関、団体の一層のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます、平成29年度仁木町教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（横関一雄）以上で『平成29年度仁木町行政と予算案の大綱』、『平成29年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時29分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程は全て終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は明日、3月10日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、ご苦労様でございました。

散 会 午後 2時30分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成29年3月9日～3月21日（13日間）

1日目 平成29年3月9日（木）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後2時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	仁木町公共施設等整備基金条例の制定について	H29. 3. 9	原案可決
議案第2号	平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）	H29. 3. 9	原案可決
議案第3号	平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	H29. 3. 9	原案可決
議案第4号	平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	H29. 3. 9	原案可決